

岩美町栽培漁業地域支援対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町内の漁業協同組合、漁業協同組合支所（以下「漁業協同組合」という。）が行う「栽培漁業地域支援対策事業」に対し、補助金を交付することについて、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 本町の水産資源の増大を図るため漁業協同組合が行う稚貝、稚魚等の種苗放流事業を支援することで栽培漁業の自立化を推進し、もって水産物の安定供給、地域振興に資することを目的として交付するものとする。

(事業主体)

第3条 この事業の事業主体は漁業協同組合とする。

(補助事業の種類等)

第4条 補助金交付の対象となる事業の種類、交付対象経費及びそれに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(事業計画の作成)

第5条 事業主体は、この補助金を受けようとする場合、当該年度当初速やかに別紙様式第1号による事業計画書を作成し、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の事業計画書を審査し、適当と認めた場合にはこれを承認するものとする。

(補助金の額)

第6条 町は、予算の範囲内において、事業主体が当該年度に実施する事業に要する経費について補助するものとする。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第2欄に掲げる経費（（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

(補助金の交付の申請等)

第7条 規則第5条の申請書に添付すべき書類は、別紙様式第2号のとおりとする。

2 規則第5条の規定による補助金交付申請は、本要綱第5条第2項の事業計画の承認を受けたのち、町長が別に定める日までに行うものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(補助金の交付等)

第8条 町長は前条による申請があった場合には、内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定をするものとする。

(申請事項の変更等)

第9条 規則第10条の規定による町長の承認申請は、別紙様式第3号により変更承認申請書を作成し、町長に提出しなければならない。

2 規則第10条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(実績報告書)

第10条 規則第17条の実績報告書は、別紙様式第4号のとおりとし、補助事業の完了した日から20日又は、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに事業実績報告書及び収支精算書を添付して町長へ提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により実績報告書を受理したときは、遅滞なくその内容を審査し適当と認めるときは、規則第18条の規定により補助金額の確定通知をするものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに町に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

(受入額調書)

第11条 規則第20条第3項に規定する受入額調書は、別紙様式第5号のとおりとする。

2

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度に係る事業から適用し平成21年度迄とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度に係る事業から適用し平成24年度迄とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度に係る事業から適用し平成27年度迄とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度に係る事業から適用し平成30年度迄とする。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行し、平成29年度に係る事業から適用し平成30年度迄とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度に係る事業から適用し令和3年度迄とする。

別表（第4条、第9条関係）

1 補助事業	財団法人鳥取県栽培漁業協会等が販売する稚貝、稚魚等放流用種苗の購入経費に対する助成
2 補助対象経費	公益財団法人鳥取県栽培漁業協会から購入した金額
3 補助率	第2欄に掲げる経費から県補助金を控除した額の1/2以内
4 重要な変更	対象経費の増額又は30%を超える減額 放流個所の変更 放流種苗の変更